

早稲田大学学校教育学会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、早稲田大学学校教育学会と称し、事務所を新宿西早稲田 1-6-1 早稲田大学大学院教職研究科内に置く。

(目的)

第2条 本会は、学校教育に関する研究、会員相互の交流と親睦、後進の育成を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 大会、例会、研究会、講演会など
- 二 研究授業、授業参観など
- 三 その他

(会員)

第4条 本会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 早稲田大学大学院教職研究科の教員
- 二 早稲田大学大学院教職研究科の在学者および修了者（中退者を含む）
- 三 その他、会員により認められた者

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く

- 一 代表（1名）
- 二 副代表（2名）
- 三 幹事（若干名）

(会計)

第6条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会議)

第7条 代表は、本会を運営するため、次の会議を招集する。

- 一 総会 毎会計年度1回
- 二 役員会 随時

(補則)

第8条 この会則に定めがない事項については、代表が役員会に諮って決する。

附則

この会則は平成22年8月7日から施行する。